

第5款 誤乗及び誤購求

(誤乗区間の無賃送還)

- 第152条 旅客（定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客は除く）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定した時は、その乗車券の有効期間内である時に限って、最近の列車等によってその誤乗区間について、無賃運送の取扱いをする。
2. 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(誤乗区間無賃回送の取扱方)

- 第153条 前項の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
2. 旅客が無賃送還中途中駅に下車した時は、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券の誤購求の場合の取扱方)

- 第154条 旅客が、誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購求した場合で、その誤購求の事由が駅名の同一・類似その他やむを得ないと認められ、かつ係員がその事由を認めた時は、正当な乗車券に変更の取扱いをする。
2. 前項の場合は、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをする。